

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公共工事の発注の見通しや入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事について、予定価格が二百五十万円を超えないものから、予定価格が四百万円を超えないものに改めるものとする。

(第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び第七条第二項関係)

第二 この政令は、令和七年七月一日から施行するものとする。

(附則関係)